The content of the		東近江市風景づくり条例(素案)		守山市景観条例		彦根市景観条例		ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
Part	第1章 総則							
Part	(日的)	を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事	(日的)	推進するため、景観法(平成16年法律第110号。以下	(日日)	「法」という。)の施行に関し必要な事項その他良好な景	(日刊)	県民および事業者の責務を明らかにするとともに、
Column		「法」という。)の施行に関し必要な事項を定め		より、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で		項を定めることにより、市民の生活の姿である景観を保		う。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制
Part		心豊かなまちづくりの実現に資することを目的と		上ならびに市民経済および地域社会の健全な発展に寄与				事項を定めることにより、美しいふるさと滋賀の風
The content of the		9 %	(基本理念)	第2条市、市民および事業者は、比良・比叡の山並みお				京を寸り育くることを目的とする。
Part				田園の風景を保全し、ならびにホタルが舞う緑豊かな市				
No.				観を守り、育て、創り、市民が誇りと愛着を持てる「の				
Part				する。				
Company Comp	(定義)	次の各号に定めるもののほかは、法において使用	(用語の定義)		(定義)		(定義)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
March Marc		(1)風景づくり 東近江市の自然、歴史、文化等に				3.		る。 (1) 景観形成 良好な景観を保全し、もしくは創
March Marc		な魅力ある風景を創造することをいう。		(1) 建筑栅 建筑 甘油:(四和 c c 计 法第 c c c c c c c c c c c c c c c c c c				
Part		通学する者及び市内の土地、建物等を所有し、占						定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗
Control Cont		(3)事業者 市内において事業活動を行う全ての法		. ,				(3) 大規模建築物等 建築基準法(昭和25年法律
The property of the property				200000000000000000000000000000000000000				築物」という。)で高さ13メートル以上もしくは4 階建て以上のものまたは工作物(建築物を除く。以
A								下同じ。)で高さ13メートル以上のもののうち規則
March Marc	(+ o = 7b)	のをいう。[規則委任]	(+o=70)	************************************	(ナの事理)	第0名 土山 日知17.7.4.1 W.A.M.A.M. (第12)	(日の事物)	第 3 を 1月 14 1月 1 0月 20 17 17 17 18 1 1 3 1 18 1 1 2 1
1.	(中の貝粉)	な施策を策定し、これの実施に努めなければなら	(中の真務)	の形成に関する施策を総合的に策定し、および実施しな	(中の真務)		(県の真務)	を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定
Anti-part Anti		2 市は、風景づくりに関する施策の策定及び実施		2 市は、景観法その他の良好な景観の形成に関する法令				2 県は、県土の景観形成に関し、市町との連携を
Mile		映されるよう努めなければならない。		の実効性を高めなければならない。		ればならない。		
		管理に当たっては、風景づくりの先導的役割を果		備に当たっては、良好な景観の形成に先導的役割を果た		実施に必要な調査ならびに研究に努めなければならな		
		4 市は、市民及び事業者の風景づくりに関する知		4 市は、市民および事業者が良好な景観の形成に積極的		4 市は、市民および事業者が景観形成に寄与すること		
Part		づくりに関する情報の提供その他支援に努めなけ						
Maria Mari	(市民の責務)	第3条 市民は、自らが風景づくりの主体であるこ	(市民の責務)		(市民の責務)			
Part								ともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力
The Content of the								
Part				3 市民は、良好な景観の形成に関し、相互に協力しなけ				
Recommend A. S. Barbar A. S.				4 市民は、建築物の建築等もしくは工作物の建設等また				
Company Comp	(事業者の責務)	第4条 事業者は、自らの施設及び事業活動が届暑	(事業者の青務)	景観の形成に配慮するよう努めなければならない。	(事業者の責務)	第5条 事業者は、市内での事業活動の実施に当たって		
Section Processing Contract Contract Processing Contract Con	,	づくりに影響を与えるものであることを認識し、	,	業活動が景観の形成に影響を与えるものであることを認		は、専門的知識、経験等を活用し、景観形成に積極的な		
### APPLICATION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT		らない。		ればならない。				
### ABOUT STATE THE THE THE TOTAL PROPERTY OF THE						なければならない。		第5条 県は、県民等が県土の暑観形成についての
The Author					(47) 12(0) 5(17)	接関わる自らの立場を認識するとともに、意識の高揚に	(12)	理解を深めるよう、啓発に努めなければならない。
(本書で1942年) およる 東京主人 東京で1942年からからいます。 1942年 1								
### 2000-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00								的な景観形成 第6条 知事は、県土の一体的な景観形成を図るた
###、10% 1 ままで、	画)	進めるため、風景づくりの基本的な考え方を明ら					(37 880 312 1)	め、県の施策および県民等の取組の指針となるべき 事項(以下「景観指針」という。)を定めるものと
Tabella, あららしたが表現的の関係を軽加し		計画」という。)を策定するものとする。						する。
### 1997年								2 景観指針には、次に掲げる事項を定める。
この								(4) = 607/41-884-441-
### 14 (1997)		あらかじめ第28条に規定する東近江市景観審議						(1) 景観形成に関する基本目標
1. 生きからに受して対しています。		ければならない。						(2) 暑観形成を図るための主等に限する甘すかか
### 1987 (1998年								
おおいた 1	第3章 風景づくりの打	推進						3 知事は、景観指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければ
1908年 株式 1908年								ならない。 4 知事は、景観指針を定めたときは、これを公表
(高声子 () 中部 () 表	りの推進)	推進するため、風景づくりに関連する法に基づく 諸制度を積極的に活用するとともに、市が実施す						
大学の心、無常くりの対象化として記さる 2		第8条 市長は、一定の地域の風景づくりを目的と						5 前2項の規定は、景観指針の変更について準用
2 前級の地区により設定を受けた回転は、活動では、		たすものを、風景づくり市民団体として認定する						9 රං
3		2 前項の規定により認定を受けた団体は、法第1						
第 140の形式にも近距で向けらなす前回							<i>A</i>)	連携して、県土の一体的な景観形成を図るために必
は、規則にあるとことにより、市長に中間になっています。		3 第1項の規定による認定を受けようとする団体						接会」という。)の整備に努めるものとする。 2 景観行政団体協議会においては、次に掲げる事
# 有名は、展示プリの研究を対したことは、治療が正常を認知していません。		は、規則に定めるところにより、市長に申請しな ければならない。[規則委任]						項について協議を行うものとする。
### 1		4 市長は、風景づくり市民団体が認定の要件に該 当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り						(1) 次に掲げる地域における景観形成を図るため 景観行政団体が連携して取り組む必要がある事項
3.) つが同学を対すらさする情に、規則で求める (第9条 法第81条第4項又は法第90条第1項の						ア 琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域
1.	彩ባ寺)	う。)の認可を受けようとする者は、規則で定め						
議議 19 条 市長は、新に関北た東江江南有の青瀬 を設立さられた場を、重要機の場合して信息す 2 乗動形成上重要な利用のよびその利用的 を認定するされた場を、重要機の場合して信息す 2 市長は、最後の対したであった。		い。[規則委任]						イ 暑観形成上重要か道路お上パスの沿道の地標
 定当を経営できる場合場を、展開発は場合して指定するときによったできるときは、上ができる。との場合では、無限を収益があるときない。	(重要視点場の指	第1項の認可について準用する。						
2 市民は、重要用点場を設定しようとするとき	定)	を眺望できる視点場を、重要視点場として指定す	<u></u>		<u>L</u>			
個別者 格別 打成ならない。		2 市長は、重要視点場を指定しようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の						(2) その他景観行政団体における景観形成に関する事項のうち他の景観行政団体の景観形成に与える
(重要視点項の整備 第 11 条 市長は、重要視点場を指定したときは、		同意を得なければならない。 3 市長は、重要視点場を指定しようとするとき						<u>影響を考慮する必要がある事項</u> 第8条 知事は、県が実施する県土の景観形成に関
等) 当該視点場の整備及び保全に努めなければならな い、	/ * 	ならない。					請)	する施策の推進について、市町に対して必要な協力 を要請することができる。
ために、必要な措置を講じるよう男めなければならない。	to the second se							
(録化の推進								
び緑地が東近江市の風帯づくりに果たず重要性を 認識し、東近江市自然開放り生物多様的保全と に関する条例(平成19 年条例線20号)及び東近江 市にぎわい見辿づくり条例(平成18 年条例線24 号)の定めによるほか、緑地の保全と触化の推進 に必要な措置を講じるよう努めなければならな (表彰) 第13条 市長は、風景づくりに著しく寄与している さと認められる直装時でもの他のものについて、そ の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる 活動を行っている音または団体で、市民意識の高陽をの 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる 活動を行った日を表彰することができる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる 活動を行った日を表彰することができる。 2 市長は、黒雅要迷遠物又は景報重要樹 木の所有者に対し、その保全等に受する資用の一部を 助成することができる。 2 市長は、前国に定めるもののは抗例的援 助を行い、又はその保全等に受する資用の一部を 助成することができる。 2 市長は、前国に定めるもののに抗例的接 助成することができる。 3 市長は、原報重要迷遠物又は景報重要樹 木の所有者に対し、その保全等に受する資用の一部を 助成することができる。 2 市長は、前国に定めるもののは抗例の接 助成することができる。 3 市長は、原報重要迷遠物又は景報重要樹 木の所有者に対し、その保全等に受する資用の一部を 助成することができる。 5 市長は、原報重要と適物では景報形成に著しく寄与すると認められる 「景観形成版定に対し、その保全等に受する資用の一部を 助成することができる。 6 景観形成協定に対 第29条 市長は、地域・地区内において第10条の規定に より届出せんた者が景観形成に著しく寄与すると認めら れる行為をするも図のもれる行為を行かうとする者に 対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する 質用の一部を助成することができる。 「景観形成協定に対 第27条 市長は、地域・地区内において第10条の規定 より届出せんた者が景観形成に著しく寄与すると認めら れる行為をする自然をから付きたけできる。 「景観形成協定に対 第27条 市長は、地域・地区内において第10条の規定を終ました者が行う景観形成 協定図るための行為に対して技術的援助を行い、または その行為、活動もしくは確認と要する経費の一部を助成	(緑化の堆准)	らない。						
に関する条例(平成19 年条例第20号)及び東近江 市にぎわい里山ゴ(り巻例)(平成18 年条例第34 号)の定めによるほか、縁地の保全と縁化の推進 に必要な措置を譲じるよう努めなければならな 第13条 市長は、風景づくりに著しく寄与していると歌 らと認められる建築物その他のものについて、そ の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。 第2条 市長は、本市における良好な景観の形成に資する(表彰) できる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる ときは表彰することができる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。 2 市長は、地域の景観形成に寄与していると認められる信為まび団体の活動について、必要があると認め るときは表彰することができる。 2 市長は、規模重要建造物又は景観重要樹 木の所有者に対し、その保全等のために技術的授 助を行い、又はその保全等の定めに技術的授 助なずることができる。 (景観形成に落ちした者が発観形成に著りると認めら 物がすることができる。 (景観形成に落り上のたまが発展形成に著しく寄与すると認めら 加がすることができる。 (景観形成に変する場合にあっては、その行為に要する 関邦の一部を助成することができる。 (景観形成 国家 に 対策に 対策に 大 の 一部を制成することができる。 (景観形成 国家 に 大 の 行為に要する 場合にあっては、その行為に要する 質用の一部を制成することができる。 (景観形成 国家 に 大 の 行為を行う きな 場合にあっては、その行為に要する 場合にあっては、その行為に要する 質用の一部を制成することができる。 (景観形成 国家 に 大 の 行為を行う か と で または	、ハルが、「ロマン」仕述!	び緑地が東近江市の風景づくりに果たす重要性を						
号)の定めによるほか、緑地の保全と緑化の推進 に必要な措置を講じるよう努めなければならな 第6章 表彰 第7章 表彰、助成等 第7章 表彰、助成等 第13条 市長は、風景づくりに著しく寄与してい (表彰) 第2条 市長は、本市における良好な景観の形成に資する (表彰) 本と認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる音末たは団体で、市民意識の高揚を図り、または模範となるものについて、必要があると認め 第2条 市長は、景観形成に寄与していると認められる 連築物等あよびその他の物件について、その所有者、設計者、たは正者を表彰することができる。 2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。 2 市長は、景観亜要建造物又は景観重要樹 大の所有者に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその任金質用の一部を助成することができる。 2 市長は、前項に定めるもののほか、風景づくりに寄与すると認められる行為を行るうとする者に対し、技術的規助を行い、又はその行為に要する質用の一部を助成することができる。 (景観形成協定に対する助成等) 第28条 市長は、地域・地区内において第10条の規定により届出とした者が景観形成に著しく寄与すると認められる行為を有る自然のほか、足景づくりに寄与すると認められる行為をする者に対し、技術的規助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。 (景観形成協定に対する助成等) 第22条 市長は、第22条の規定により認定した景観形成協定に対する助成等) 第22条 市長は、第22条の規定により認定した景観形成協定その地規則で定める協定を締結した者が行う景観形成協を図るための行為に対して技術的規助を行い、または費用の一部を助成することができる。 (景観形成協定に対する助成等) 第22条 市長は、第22条の規定により認定とした景観形成協定その地規則で定める協定を締結した者が行う景観形成協を図るための行為に対して技術的規助を行い、または費用の一部を助成することができる。 (景観形成協定 に対して技術的規助を行い、または費用の一部を助成等することができる。 (景観形成協定と対する協定を締結した者が行う景観形成協定とつが表述を解析として接続が可能の表述を解析といるが行う子観形な協定そのの地別で定める協定を締結した者が行う子観形な協定と対する場面を行い、または費用の一部を助成を図るための行為に対して技術的対象的を行い、または要用の一部を助成を図ると述ると述えません。 (景観形成は変えを表述を表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述された。 (景観形成は、または要求を表述を表述となどを表述となどを表述を表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述となどを表述された。 (景観形成は、または、表述を表述を表述となどを表述を表述となどを表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を		に関する条例(平成19 年条例第29号)及び東近江						
第1 条 市長は、風景づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。		号)の定めによるほか、緑地の保全と緑化の推進						
ると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。			第6章 表彰		第7章 表彰、助成等	š		
の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。	(表彰)					第25条 市長は、景観形成に寄与していると認められる		
2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。 2 市長は、地域の景観形成に寄与していると認められる個人および団体の活動について、表彰することができる。 (支援) 第14条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する費用の一部を助成することができる。 (景観形成に係る助第26条 市長は、地域・地区内において第10条の規定により届出をした者が景観形成に著しく寄与すると認められる行為をする場合にあっては、その行為に要する経費の一部を助成することができる。 2 市長は、前項に定めるもののほか、風景づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、表術的援助を行い、又はその行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要すると認められる行為に要すると認められる行為に要する者に対して技術的援助を行い、または、第20条の規定により認定した景観形成を図るための行為に対して技術的援助を行い、または、費品の一部を助成することができる。		の所有者、設計者、施工者等を表彰することがで		り、または模範となるものについて、必要があると認め				
(支援		2 市長は、風景づくりに著しく寄与したと認めら						
本の所有者に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する費用の一部を助成することができる。 2 市長は、前項に定めるもののほか、風景づくりに寄与すると認められる行為をと認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する者に対し、大衛の援助を行い、ことができる。 第2 市長は、前項に定めるもののほか、風景づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要すると認められる行為を行う。と述ると述べてきる。 第27条 市長は、第22条の規定により認定した景観形成に変した景観形成が定める協定を締結した者が行う景観形成を図るための行為に対して技術的援助を行い、または、その行為、活動もしくは運営に要する経費の一部を助成					(暑観形成に係る時	వ .		
助成することができる。		木の所有者に対し、その保全等のために技術的援				より届出をした者が景観形成に著しく寄与すると認めら		
に寄与すると認められる行為を行おうとする者に 対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する 費用の一部を助成することができる。 する助成等) 協定その他規則で定める協定を締結した者が行う景観形 成を図るための行為に対して技術的援助を行い、または その行為、活動もしくは運営に要する経費の一部を助成		助成することができる。			(暑観形成協定にき	の一部を助成することができる。		
費用の一部を助成することができる。		に寄与すると認められる行為を行おうとする者に				協定その他規則で定める協定を締結した者が行う景観形		

第4章 景観計画		第2章 景観計画の策	完集	第2章 景観計画等	I	第3章 景観計画の	衛定
	第15条 市長は、基本計画を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条に定めるもののほか、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。	(景観計画) (ゾーンと軸の指定)	第7条 市長は、良好な景観の形成を促進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。 第8条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)の区域において、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図るために、区域として次に掲げるゾーンまたは軸を指定するも	(景観計画の策定) (景観計画の策定手	第7条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として景観計画を定めなければならない。	(景観計画)	第9条 景観計画区域(法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。)には、次に掲げる区域を定めることができる。 (1) 琵琶湖景観形成地域
			のとする。 (1) 中心商業地ゾーン、(2) 一般市街地ゾーン、(3) 工業地 ゾーン・略・・		2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。		(2) 琵琶湖景観形成特別地区
	第16条 市長は、景観計画区域(法第8条第2項 第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同 じ。)内において良好な景観の形成を図るため、 特に必要と認める広域的かつ連続的な区域を景観 形成重点地域(以下「重点地域」という。)とし		2 2 44		第9条 市長は、景観計画を補完するため、特に必要と認める区域を景観形成地域または景観形成地区(以下「地域・地区」という。)として指定することができる。		(3) 沿遊景観形成地区
	T指定し、暑観計画に定めることができる。 2 市長は、景観計画区域内において良好な景観の 形成を図るため、特に必要と認める一団の区域を 景観形成重点地区(以下「重点地区」という。) として指定し、景観計画に定めることができる。				2 市長は、地域・地区を指定するときは、当該地域・地区ごとにその特性に応じた景観形成に関する方針(以下「景観形成方針」という。)を定めなければならない。		(4) 河川景観形成地区
	3 市長は、重点地域又は重点地区を指定するときは、当該地域、地区ごとにその特性に応じ、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)良好な景観の形成に関する方針 (2)良好な景観の形成のための行為の制限に関する				3 景観形成方針は、当該地域・地区の特性に応じた景観形成の目標、基本的な方針その他市長が必要と認める事項について定めなければならない。 4 市長は、地域・地区を指定し、景観形成方針を定めようとするとき、またはこれらの変更もしくは解除の手続を行おうとするときは、前条の規定を準用する。		2 琵琶湖景観形成地域は、琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域のうち次の各号のいずれかに該当すると認められる区域とする。 (1) 湖辺の砂浜、ヨシ原、水生植物群落、樹林等の自然景観が琵琶湖または内湖(以下「琵琶湖等」という。)と一体となつて個性ある景観を呈している区域 (2) 湖辺の神社仏閣、遺跡、鎮守の森等の歴史的
	事項 (3)その他良好な景観の形成に必要な事項						保証の
(景観計画への適合)	第17条 法第16条第1項各号に規定する行為を しようとする者は、景観計画に適合するよう努め なければならない。		第9条 市は、建築物の建築等または工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物または工作物を景観計画に 適合させなければならない。				湾、田畑等の人文的景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域 (4) その他琵琶湖等と一体となつて個性ある景観 形成を図る必要がある区域
	2 市長は、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、景観計画に適合させなければならない。		2 建築物の建築等または工作物の建設等を行う者は、当 該建築物または工作物を景観計画に適合させるように努 めなければならない。				3 琵琶湖景観形成特別地区は、琵琶湖景観形成地域のうち特に良好な景観を呈していると認められる 区域または湖岸と一体となつて特に景観形成を図る
		体)	第10条 法第11条第 2 項の規定により条例で定める団体は、まちづくりの推進を図る活動を行う団体で規則で定める要件を満たすものとする。				必要があると認められる区域とする。 4 沿道景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および河川景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる道路の区間およびその沿道の景観形成を図るため必要と認められる区域とする。 (1) 琵琶湖または県の代表的な山陵の眺望が良好
							な道路の区間 (2) 沿道における景観が良好な道路の区間
							(3) 主要な道路の区間のうち、県民生活上または 報光上特に重要な道路の区間 5 河川景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および沿道景観形成地区以外の区域のうち、次の各号の いずれかに該当すると認められる河川の区間および その河川沿いの景観形成を図るため必要と認められ る区域とする
							(1) 周辺の景観と調和した良好な景観を呈している河川の区間 (2) 主要な河川の区間のうち、県民生活上または
							観光上特に重要な河川の区間 6 法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、第1項各号に掲げる区域および当該区域以外の景観計画区域ごとに定
						(策定の手続)	めることができる。 第10条 知事は、景観計画(法第8条第1項に規定 する景観計画をいう。)を定めようとするときは、 あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなけれ ばならない。これを変更しようとするときも同様と する。
第5章 行為の規制等		第3章 景観法に基づ	〈行為の届出等	第3章 行為の規制等		第4章 行為の規制 第1節 行為の規制	*
(届出の方法)	第19条 法第16条第1項の規定により条例で定 める届出の方法は、同項に規定する事項を記載し た届出書に、規則で定める図書を添付して提出す るものとする。[提則委任]			(届出の方法)	第10条 法第16条の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る行為の内容を示す書類を届出書に添付しなければならない。		
	2 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為 をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在						
(届出を要する行 為)	行為は、重点地域内又は重点地区内における次の 各号に掲げる行為とする。	おける行為の届出)	形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に 従い条例で定める行為は、湖岸景観ゾーンおよび中山道 軸内における次に掲げる行為とする。	(届出を要する行為)	第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景 観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」とい う。)第4条第1号、第2号(木竹の植栽を除く。)、第4 号および第5号に掲げる行為とする。	, ,	第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為 に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事 項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付し て行わなければならない。
	(1)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更(以下「土地の開墾等」とい う。)		(1) 木竹の伐採(景観法施行令(平成16年政令第398号) 第4条第1項第2号に規定するもののうち、伐採にかか るもの)				2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名および住所(法人その他の団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地)ならびに行為の完了予定日とする。
	(2)木竹の伐採		(2) 屋外における物件の堆積 (景観法施行令第4条第1項 第4号に規定するもの)				3 法第16条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、 次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定 める行為とする。
	(3)屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45 年法律第137号)第2 条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源 (資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3 年法律第48 号)第2 条第4項に規定する再生資源 をいう。)その他の物件の堆積(以下「物件の堆 積」という。)						(1) 琵琶湖景観形成地域(琵琶湖景観形成特別地区を除く。) 次に掲げる行為
	(4)水面の埋立て又は干拓(以下「水面の埋立て等」という。)						ア 木竹の伐採 イ 屋外における物件の堆(たい)積
							(2) 琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区 および河川景観形成地区 次に掲げる行為 ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更 イ 木竹の伐採
							ウ 屋外における物件の堆(たい)積 エ 水面の埋立てまたは干拓 4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係 る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施 行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に 係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当する
						(勧告の手続、公表等)	ニととなるもの以外のものとする。 第12条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴くことができる。 2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告させることがで
							★3 3 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかつた場合は、その旨、勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(届出を要しない行 為) 	る行為は、次の各号のいずれかに該当する行為と する。	おける行為の届出お よび勧告等の適用除 外)	第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為のうち、湖岸景観ゾーンおよび中山道軸内におけるものは、次に掲げる行為とする。 (1) 建築物の新築、増築、改築または移転で、当該建築物	(届出を要しない行 為)	第12条 景観計画に定める地域・地区における法第16条 第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものと する。 (1) 滋賀県風致地区内における建築物等の規制に関する	(届出等を要しない 行為)	第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為 は、次に掲げる行為とする。
	(1)滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45 年滋賀県条例第24 号)第2条第 3条例(昭和45 年滋賀県条例第24 号)第2条第 1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の 規定による協議若しくは同条例第3条の規定によ る通知をして行う行為		の延べ床面積(増築にあっては、増築後の延べ床面積。 以下同じ。)が10平方メートル以下で、かつ、高さ(増 築にあっては、増築後の高さ。以下同じ。)が5メート ル以下のもの		条例(昭和45年滋賀県条例第24号)第2条第1項の規定による許可を受け、または同条第3項の規定による協議もしくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為		(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
	(2)東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年条例第127号)第4条第1項の規定による 許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議 若しくは同条例第7条の規定による通知をして行 う行為		(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様 替または色彩の変更で、その面積の合計が10平方メート ル以下のもの		(2) 彦根市風致地区内における建築物等の規制に関する 条例(平成16年彦根市条例第2号)第2条第1項の規定に よる許可を受け、または同条第3項の規定による協議も しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為		(2) 規則で定める工作物以外の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる 修繕もしくは模様替または色彩の変更

	(3)自然公園法(昭和32 年法律第161 号)第13 条第3項又は第14条第3項の規定による許可を		(3) 工作物(垣(生垣を除く。)、さく、へい、擁壁その他これらに類するものを除く。)の新設、増築、改築また		(3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項の規定による許可を受けて行う行為		(3) 法令または他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの
	受けて行う行為 (4)滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例 第30号)第16条第3項の規定による許可を受け て行う行為		は移転で、高さが5メートル以下のもの (4) 工作物(垣(生垣を除く。)、さく、へい、擁壁その他 これらに類するもの)の新設、増築、改築または移転 で、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル 以下のもの		(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項、 第34条第1項もしくは第2項または第49条第1項の規定に よる許可を受けて行う行為		(4) 法令または他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為
	(5)森林法(昭和26 年法律第249 号)第10条の 2第1項、第34条第1項若しくは第2項又は第 49条第1項の規定による許可を受けて行う行為		(5) 工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様 替または色彩の変更	ŧ	(5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する国宝、重要文化財もしくは重要有形民族文化財もしくは滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)に規定する滋賀県指定有形文化財もしくは滋賀県指定有形民族文化財まには彦根市文化財保護条例(昭和47年彦根市条例第11号)に規定する彦根市指定有形民族文化財に指定された建築物等の改築、増築、移転もしくは外観の		(5) 国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの以外の行為
	(6)砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受け、河川法(昭和39年法律 第167号)第25条の規定による許可を受けて行う行為		(6) 第11条第 1 項第 1 号に規定するもののうち、高さが 5 メートル以下のもの	C	模様替えもしくは色彩の変更 (6) 建築物の新築、増築、改築または移転で、これらの 行為による当該建築物の外観に係る部分の見付面積10平 方メートル未満のもの		(6) 琵琶湖景観形成地域、沿道景観形成地区および河川景観形成地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色勢の変更(以下「新築等」という。)以外の行為
	(7)規則第2条各号に掲げる工作物以外の工作物の 建設等		(7) 第11条第1項第2号に規定するもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、面積が100平方メートル以下	-	(7) 建築物の修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 で、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る 部分の見付面積10平方メートル末満のもの		
	(8)重点地域又は重点地区における行為で別表第 1 に定める行為 [別表]		のもの、または堆積する期間が30日間以内のもの (8) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に 規定する開発行為		(8) 工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更で、これらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見		
	(9)景観計画区域内(重点地域及び重点地区を除く。)における行為で都市計画の区分に応じ、別		(9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則に定める行為	<u> </u>	付面積10平方メートル未満のもの (9) 法第16条第11項第3号に掲げる行為のうち、開発面積が1,000平方メートル未満の開発行為		
(助言及び指導)	表第2に定める行為[別表] 第21条 市長は、法第16条第1項又は第2項の 規定による届出があった場合において、当該届出 に係る行為が景観計画に適合しないと認めたとき は、届出をした者に対し、必要な措置を講じるよ		2 前項に規定する区域外における法第16条第7項第11号 に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。		(10) 法第16条第7項第1号に掲げる行為その他の行為で 政令第8条で定めるもののほか、規則で定めるもの		
	ら助言I, ▽は指導することができる。		(1) 建築物の新築、増築、改築または移転で、次に掲げる 要件をすべて満たすもの		2 前項の地域・地区以外の景観計画区域における法第 16条第7項第11号の条例で定める行為は、前条に定める ものならびに別表第1に定めるものならびに前項第4号お よび第5号に掲げる行為とする。		
			ア 延べ床面積が1,000平方メートル以下の建築物 イ 高さが13メートル未満の建築物				
			ウ 4 階建て未満の建築物 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様 替または色彩の変更で、前号アイおよびウの要件をす すべて満たすもの、または、修繕等の行為部分の面積が総 外壁面積の 2 分の 1 以下のもの (3) 工作物の新設、増築、改築または移転で、高さが13	3			
			メートル未満のもの (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様 替または色彩の変更	ž.			
			(5) 前項第8号に規定する開発行為 (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障 を及ぼすおそれがないもので規則に定める行為	5			
(特定届出対象行 為)	第22条 法第17条第1項の条例で定める行為 は、法第16条第1項又は第2項に掲げる行為の うち、届出を要する行為とする。		第14条 法第17条第 1 項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げるものとする。	(特定届出対象行為)	第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号および第2号ならびに第11条ならびに第12条に掲げる行為のうち、届出を要する行為のすべてとする。	為)	第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法 第16条第1項第1号または第2号の届出を要する行 為とする。
(勧告、命令の手 続)	第23条 市長は、法第16条第3項の規定による 勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定 による命令をしようとするときは、景観審議会の 意見を聴かなければならない。	続)	第15条 市長は、法第17条第1項本文の規定により必要な 措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、 弁明の機会を付与しなければならない。		第14条 市長は、法第16条第1項により届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、または指導することができる。	等)	な措置を命じ、または同条第5項の規定により原状 回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を命じみ うとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の 意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項 の規定により必要な措置を命じようとする場合であ つて、当該令令の対象となる特定届出対象行為(同 項に規定する特定届出対象行為をいう。)について 第18条第1項の規定により景観影響調査書か提出さ れ、同条第2項の規定により景観影響調査書の 内容について既に滋賀県景観審議会の意見を聴いて
			2 市長は、法第17条第1項本文の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき、または、同条第5項の規定により原状回復を命じ、もしくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を都市計画審議会に報告しなければならない。	手続)	第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法 第17条第1項または第5項の規定による命令、前条の規定 による助言または指導、第17条の規定による要請等の同 法またはこの条例に基づく処分その他の行為をしようと する場合において、必要があると認めるときは、あらか じめ彦根市景観審議会の意見を聴くことができる。		いるときは、この限りでない。
(公表)	第24条 市長は、法第16条第3項の規定による 勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、そ の旨を公表することができる。		<u>「Dail 明朝議員に教育しなければならない。</u> 第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受け た者がその勧告に従わないときは、その旨を公表するこ とができる。	(報告および公表) :	第16条 前2条の規定による助言、指導、勧告または命令を受けた者は、これらによって講じた措置について、規則で定めるところにより市に報告しなければならない。	指針)	第16条 知事は、県(規則で定める公共団体を含む。)が第9条第1項各号に掲げる区域内において公共事業または公共施設の建設等(法第16条第5項の通知に係るものを除る。次条において同じ。)を行う場合に遵守すべき景観形成のための技術指針(以下「公共事業等の技術指針」という。)を定めるものとする。
			2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、守山市都市計画審議会条例(昭和44年条例第26号)に規定する守山市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を都市計画審議会に報告しなければならない。		2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該勧告の内容および当該勧告を受けた者の氏名または名称を公表することができる。 3 市長は、第1項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて調査を実施することができる。		2 知事は、公共事業等の技術指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。 3 知事は、公共事業等の技術指針を定めたときは、これを公表するものとする。
			と前が日日日間的公で代目であり、1988年という。	する要請)	第17条 市長は、地域・地区の空地・建築物等が当該地域・地区の景観形成に支障を及ぼしていると認めるときは、当該空地・建築物等所有者、占用者または管理者に対し、周辺景観に配慮した管理を行うよう要請することができる。		4 前2項の規定は、公共事業等の技術指針の変更 について準用する。
							第17条 知事は、国の機関、地方公共団体(県を除く。)その他規則で定める公共団体が第9条第1項各号に掲げる区域内において公共事業または公共施設の建設等を行う場合は、公共事業等の技術指針に配慮するよう求めるものとする。
						第3節 景観影響調 (景観影響調査)	第18条 法第16条第1項の規定による届出(琵琶湖 景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に 係るものに限る。)をしようとする者は、当該届出 に係る行為が景観に与える影響の調査を行い、その 調査の結果を記載した景観影響調査書(以下「調査 書」という。)を作成し、当該届出の30日前までに 知事に提出しなければならない。ただし、当該届出 が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限
							(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第 1項第1号に規定する用途地域内および法令または 他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則 で定めるものの区域内で行われる行為 (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5 条から第27条までの規定による環境影響評価に関す 3手続を経ている行為 (3) 滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条 例第40号)第6条から第22条までの規定による環境 影響評価に関する手続を経ている行為 2 知事は、前項の規定による調査書の提出が可の 12年間後ませの名
						(景観調査指針)	たときは、当該調査書の内容について関係市町の長 および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければなら ない。 3 前2項の規定は、法第16条第5項の規定による 通知(琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物 等の新築等に係るものに限る。)をしようとする のについて準用する。この場合において、第1項中 「当該届出の30日前までに」とあるのは、「当該通 知をするときに」と読み替えるものとする。 第19条 前条第1項の景観に与える影響の調査は、 知事が別に定める景観調査指針に従い行わなければ
							ならなし。 2 景観調査指針には、調査の手法、調査書の作成 方法その他規則で定める事項を定めるものとする。 3 知事は、景観調査指針を定めようとするとき は、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かな ければならない。 4 知事は、景観調査指針を定めたときは、これを 公表するものとする。 5 前2項の規定は、景観調査指針の変更について 連用する。
	景観重要建造物を指定しようとするときは、景観	(景観重要建造物の	建造物の指定をしようとするときは、都市計画審議会の	よび景観重要樹木の	第18条 市長は、景観重要建造物または景観重要樹木を 指定しようとするときは、あらかじめ彦根市景観審議会	第5章 景観重要建 第1節 景観重要建	
	審議会の意見を聴かなければならない。 2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。	·	意見を聴くものとする。 2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。		の意見を聴かなければならない。 2 市長は、法第22条第1項または第31条第1項の規定による許可をするに当たって必要と認めるときは、あらかじめ彦根市景観審議会の意見を聴くことができる。		第20条 知事は、法第19条第1項の規定による景観 重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじ め、関係市町の長および滋賀県景観審議会の意足 聴かなければならない。法第27条第2項の規定によ ロ子の指定を解除しようとするときも同様とする。

	3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除 について準用する。		3 法第21条第2項の規定により設置する標識は、良好な景観を助げず、かつ、公衆の見えやすい場所に設置する	,	第19条 法第21条第2項または第30条第2項に規定する標 識は、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。	(原状回復命令等の 手続)	回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じよう
			ものとする。 4 第1項および第2項の規定は、法第27条第2項の規定 に基づく景観重要建造物の指定の解除について準用す		第20条 景観重要建造物または景観重要樹木の所有者は、当該景観重要建造物が減失し、もしくはき損し、ま		とするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意 見を聴かなければならない。 第22条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法 の基準は、次のとおりとする。
		(原状回復命令等の	る。 第17条 市長は、法第23条第 1 項の規定により原状回復を		たは当該景観重要樹木が減失し、枯死し、もしくはき損 した場合は、その旨を市長に届け出なければならない。		(1) 景観重要建造物の修繕は、特別の理由がある
		手続)	命じ、またはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。				場合を除き、当該修繕前の外観を変更することのな いようにすること。
(景観重要樹木の指 定及び解除)	第26条 市長は、法第28条第1項の規定による 景観重要樹木を指定しようとするときは、景観審 議会の意見を聴かなければならない。	(景観重要樹木の指 定および解除)	第18条 市長は、法第28条第1項の規定に基づく景観重要樹木の指定をしようとするときは、都市計画審議会の意見を聴くものとする。				(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災 上必要な措置を講ずること。
	2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。		2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を 告示しなければならない。				(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および設備の状況を定期的に点検すること。
	3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除に ついて準用する。		3 法第30条第3項の規定により設置する標識は、良好な 景観をかげず、かつ、公衆の見えやすい場所に設置する				(4) その他規則で定めるもの
(管理の方法の基 準)	第27条 法第25条第2項の規定による景観重要 建造物の管理の方法の基準は、規則で定める。[規		ものとする。 4 第1項および第2項の規定は、法第35条第2項の規定 に基づく景観重要樹木の指定の解除について準用する。				第23条 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじ
	則委任] 2 法第33条第2項の規定による景観重要樹木の 管理の方法の基準は、規則で定める。[規則委任]		第19条 市長は、法第32条第1項の規定により原状回復を 命じ、またはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨			第2節 景観重要樹	め、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならな い。 木
	BEWINDOW MAN CROSS [MANSEL]	,	おいて、またはとうににはなっていません。 を命じようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会 の意見を聴かなければならない。			(暑観重要樹木の指	第24条 知事は、法第28条第1項の規定による景観
						定の手続等)	重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。法第35条第2項の規定によ
						(原状回復命令等の 手続)	リその指定を解除しようとするときも同様とする 第25条 知事は、法第32条第1項において準用する 法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに
							代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければ ならない。
						(管理の方法の基 準)	第26条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法 の基準は、次のとおりとする。 (1) 景観重要樹木の良好な景観の保全のため、剪
							(せん)定その他必要な措置を講ずること。 (2)景観重要樹木の滅失または枯死を防ぐため、 病害虫の駆除その他の要な措置を講ずること。
							(3) その他規則で定めるもの 第27条 知事は、法第34条の規定により必要な措置 を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじ
				第5章 景観形成協定		第6章 近隣景観形	
				結)	第21条 一定の区域内に存する土地、建築物、工作物または広告物もしくは広告物を掲出する物件の所有者またはそれらを使用することができる権原を有する者は、そ		第28条 県民等は、相互に協力し、美しく住みよいまちづくりを進めるため、その所有し、または管理する土地(道路、河川、公園等公共の用に供する土地を発生している。
					の区域における景観の形成についての協定(以下「景観形 成協定」という。)を締結することができる。 第22条 前条の規定により景観形成協定を締結した者		地を除く。)または建築物もしくは工作物について、一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する協定を締結することができる。 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるもの
				定)	第22宗 削票の規定により東観形成協定を締結した名は、規則で定める事項を記載した景観形成協定書を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出し、その認定を求めることができる。		2 削収の励定には、次に拘ける争項を定めるものとする。
					ての態定を求めることかできる。 2 市長は、前項に規定する景観形成協定書の提出が あったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景 観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当する		(1) 協定の名称、目的およびその対象となる土地 の区域に関する事項
					ものであると認めるときは、これを認定することができ 3 市長は、前項の規定により景観形成協定を認定した ときは、当該景観形成協定の内容を告示しなければなら		(2) 建築物または工作物の形態、意匠、色彩等の 調和、緑化、樹木等の保全等景観形成に関し必要な
					ない。 4 景観形成協定を締結した者は、当該景観形成協定の 変更または廃止をしたときは、その旨を市長に届け出な		事項 (3) 協定の有効期間に関する事項
					ければならない。 5 市長は、前項の規定による廃止の届出を受理したと きまたは当該景観形成の内容およびその運用が景観の形		(4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項
					成上適当でなくなったと認めるときは、第2項の認定を 取り消すものとする。この場合において、市長はその旨 を告示するものとする。		
					を目がするのとする。 6 市長は、景観形成協定を認定し、または認定を取り 消す場合において、必要があると認めるときは、あらか じめ彦根市景観審議会の意見を聴くことができる。		3 市町長は、第1項の規定により締結された協定 の内容が当該市町における景観形成に資するもので あると認めるときは、近隣景観形成協定として認定
				第6章 景観形成市民			するよう知事に推薦することができる。 4 知事は、前項の規定による市町長の推薦があつ た場合において、当該協定の内容が県内の景観形成
					第23条 市長は、一定の地区における景観形成を図るこ		に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、近隣景観形成協定として認定するも、 5 知事は、前項の規定により近隣景観形成協定を
				の認定)	とを目的として組織された団体で、次の各号のいずれに も該当するものを景観形成市民団体(以下「市民団体」と いう。)として認定することができる。		認定したときは、当該近隣景観形成協定の内容を公表するものとする。
					(1) 市民団体の活動が当該地区における景観形成に有効と認められるものであること。	(近隣景観形成協定 等の啓発)	(法第81条第1項に規定する景観協定をいう。以下同じ。)の締結が促進されるよう、必要な啓発に努
					(2) 市民団体の活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。		める
							をラス建来励に、即り引向法に参うへもと計画寺界 観形成を図る上で活用できる制度で、県民等が相互 に協力して行うことができるものについて、必要な 登発に努めるものとする
					(3) 市民団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を 不当に制限するものでないこと。	(市町への援助)	第30条 県は、市町が近隣景観形成協定または知事 の認可に係る景観協定が締結されている区域内にお いて当該協定の関係者が行う景観形成を図るための
					(4) 規則で定める要件を具備する市民団体規約が定めら	第7章 市町への助]	事業に対し技術的助言その他の援助を行う場合は、 その一部について必要な援助を行うことができる。 青
					れていること。 2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体 は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければ	(市町への助言)	第31条 知事は、市町が行う当該市町の景観形成に関する基本的な方針の策定および当該市町の実情に
				(市民団体の認定の	ならない。 第24条 市長は、前条第1項の規定により認定した市民団体が同項を長のいずれかに終当したかったと認める		即した景観形成に関する施策について、必要な技術 的助言を行うよう努めるものとする。 2 市町長は、当該市町の景観形成に関する基本的 か方針の策定者上げ市街地 歴中的建造物の存する
					団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、または市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。		な方針の策定および市街地、歴史的建造物の存する 区域等における景観形成のための措置、樹木、樹 の保存の措置等当該市町の地域の実情に即した景観 形成を図るための施策について、知事に対し、必要
第7章 東近江市景観 (設置)	 容舗会 第28条 市長の附属機関として、東近江市景観審			第8章 彦根市景観書	▼議会 第28条 市長の附属機関として、彦根市景観審議会(以	第8章 滋賀県景観報 (設置)	な助言を求めることができる。
,	議会を置く。 2 景観審議会は、この条例の規定によりその権限 に属するものとされた事項を調査審議するほか、			,,	下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、この条例によりその権限に属するものと 定められた事項を調査・審議するほか、市長の諮問に応	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、この条例および滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)の規定によりその
	市長の諮問に応じ、風景づくりに関する事項について調査審議するものとする。				じ、景観に関する事項を調査・審議する。		権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事 の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議す るものとする。
	3 景観審議会は、前項の調査審議を行うほか、風景づくりについて意見を述べることができる。				3 審議会は、前項に規定する調査・審議を行うほか景観に関する事項について、市長に意見を述べることができる。		3 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
(組織)		(景観アドバイ	第20条 市長は、本市の良好な景観の形成を推進するた	(組織)	第29条 審議会の委員の定数は、規則で定める。 2 委員は、市民の代表および学識経験を有する者のう	(組織)	第33条 審議会は、委員15人以内で組織する。 2 審議会の委員は、景観形成に関し学識経験を有
	その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。	ザー)	め、市民活動の支援、建築物等のデザインおよび色彩に ついての専門的な助言等を行う景観アドバイザーを設置 することができる。		ちから市長が委嘱し、または任命する。		する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命し、または委嘱する。
	3 委員の任期は、4年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		2 景観アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。	, ,	第30条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査・審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を若干人置くことができる。		3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。
	4 委員は、再任されることを妨げない。	進)	第21条 市長は、市民および事業者との協働による良好な 景観の形成を推進するため、景観に関する情報の収集、 事業の企画立案、実施等を行う景観サポーターを設置す		2 臨時委員は、市長が委嘱し、または任命する。		4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	5 前条及び前各項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定		ることができる。 2 景観サポーターに関し必要な事項は、市長が別に定める。		3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したとき解職されるものとする。	(委任)	第34条 審議会の組織および運営に関し必要な事項 は、規則で定める。
	める。[規則委任]				第31条 第29条で規定する委員の任期は、4年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす		
				(会長)	る。 第32条 審議会に会長を置き、委員の互選により定め る。		
第8章 雑則		第7章 雑則			第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営につ いて必要な事項は、規則で定める。	第9章 雑則	
(委任)	第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。[規則委任]	(委任)	第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。		第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(施行期日)	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第8条及び第9条並びに第4章、第5章及び第6	(施行期日)	1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。	(施行期日)	1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、 第3章から第7章までの規定は、平成9年4月1日から施行	ניו פּל	1 この条例は、公布の日から起算して1年を超え ない範囲内において規則で定める日から施行する。 (昭和60年規則第1号で昭和60年7月1日から施 行。ただし、同条例第1章、第25条、第7章の規定
<u> </u>	章の規定は、平成22年10月1日から施行す				第3早から第7早までの規定は、平成9年4月1日から爬行 する		1]。たたり、同宗附第「草、第23宗、第「草の死た は、同年1月10日から旅行)

(経過措置)	2 平成22年10月1日までにふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条	(経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、現にふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号) 第10条第1項および第2項、第19条第1項ならびに第24条の規定に基づく届出を行った行為については、第3章の規定は適用しない。	(経過措置) 2 この条例施行の際、現に定められている彦根市都市 景観基本計画は、第8条の規定によって定められたもの とみなす。この場合において、審議会設置の日までは、 「彦根市都市景観審議会」を「彦根市都市景観懇話会」 とする。		2 この条例の施行の際現に第24条第1項各号に掲げる行為に着手している者については、同項の規定を適用しない。
	例第24号。以下「県条例」という。)第11条の 規定による届出をした行為については、この条例		付 則(平成12年3月28日条例第34号)		3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭 和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正
	の規定は適用しない。 3 第18条に規定する法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、平成22年10月1日から景観計画施行日(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。以下同じ。)の前日までの間においては、同条の規定にかかわらず、県条例第11条第3項に規定する行為とする。		この条例は、平成12年4月1日から施行する。		<u>する。</u> (次のよう)略
	4 第20条に規定する法第16条第7項第11号 の条例で定める行為は、平成22年10月1日か ら景観計画施行日の前日までの間においては、同 条の規定にかかわらず、県条例第13条に規定す る行為とする。		付 則(平成18年12月22日条例第52号)	付 則(平成 9 年条 例第17号)	1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 ただし、第34条の改正規定は、同年8月1日から施 行する。
	5 平成22年10月1日から景観計画施行日の前日までの間における第17条及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「景観計画」とあるのは、「滋賀県景観計画(平成20年滋賀県告示第289号)」とする。		この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第 3章の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない 範囲内において規則で定める日から施行する。		2 この条例の施行の際現に、改正後の第10条第1 項各号または同条第2項各号に掲げる行為に着手している者については改正後の第13条の2第1項の規定、改正後の第19条第1項各号に掲げる行為に着手している者については改正後の第22条の2第1項の規定、改正後の第24条第1項各号に掲げる行為に着手している者については改正後の第27条の2第1項の規定は、適用しない。
	別表第1(第20条第8号関係)_		別表(第12条関係)	付 則(平成12年条 例第74号抄)	1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
					この条例は、平成12年4月1日から施行する。
					1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第10条の次に3条を加える改正規定(第10条の4に 係る部分を除く。)、第13条に11項を加える改正規 定および第24条第1項の改正規定ならびに次項の規 定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内 において担則で定める日から施行する。 (平成14年規則第57号で平成14年10月1日から施
				付 則(平成16年条	2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正後の第10条の2第1項各号に掲げる行為に着于している者については、同項の規定は、適用しない。 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
				例第38号抄) (平成16年規則第66 号で平成17年1月1	
				日から施行) 付 則(平成20年条 例第25号) (施行期日)	1 この条例は、公布の日から起算して1年を超え
				(NEI JAJE)	ない範囲内において規則で定める日から施行する。 ただし、次項の規定は公布の日から、第33条の改正 規定(同条を第23条とする部分を除く。)、第34条 の改正規定(同条を第33条とする部分を除く。)、 何利期6 6 項の規定、付則第8 項中滋賀県屋外広告物 例(昭和49年滋賀県条例第51号)第12条および第 28条の改正規定ならびに付則第9 項および第10項の 規定は平成20年7月1日から施行する。(平成21年 相則第7,是予理的41年3日27日から施行)
				(準備行為)	2 景観行政団体協議会(改正後のふるさと滋賀の 風景を守り育てる条例(以下「新条例」という。) 第7条第1項に規定する景観行政団体協議会をい う。)の整備および景観計画(景観法(平成16年法 律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をい う。)の寮定ならびにこれらに関し必要な手続その 他の行為は、この条例の施行前においても、新条例 第7条および第3章の規定の例により行うことがで
				(経過措置)	3 この条例の施行前に改正前のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項もしくは第2項、第19条第1項または第24条第1項の規定により届け出られた行為でこの条例の施行前に着手されたものに係る旧条例第10条の3、第13条、第22条および第27条の規定の適用につ1、17は なお従前の例に24 この条例の施行前に着手された琵琶湖景観形成
					地域の区域のうち琵琶湖景観形成特別地区に含まれない区域内における旧条例第10条第1項各号に掲げる行為、琵琶湖景観形成特別地区内における同条第2項各号に掲げる行為、琵琶湖景観形成地区内もしくは河川景観形成地区内における旧条例第19条第1項各号に掲げる行為に係る旧条例第24条第1項各号に掲げる行為に係る旧条例第1条、第13条の2第1項第2項および第4項、第21条、第22条の2第1項第2項および第4項、第26条ならびに第27条の1項第2項および第4項、第26条ならびに第27条の1の単字の変現に旧条の原規に旧条の原規に旧条の原規に旧条の原規に旧条の原規に同るの原規に日条の第14条第1項ま
					たは第23条第 1項の規定により定められている技術 指針は、新条例第16条第 1項の規定により定められ た公共事業等の技術指針とみなす。 6 平成20年7月1日から平成21年9月18日までの
					間において、新たに任命され、または委嘱された滋 賀県景観審議会の委員の任期は、新条例第33条第 3 <u>頃の規定にかかわらず。同日末でとする。</u> 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適
				(滋賀県屋外広告物	7
				条例の一部改正)	
					9 平成20年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における前項の規定による改正後の滋賀県屋外広告物条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「第32条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とあるの能力を表現していません。
					10 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭 和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正